

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	石油公団 金属鉱業事業団	政府出資額	71,643,065,945円 23,737,856,000円 <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> （合計）95,380,921,945円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	政府出資額	92,239,284,569円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成16年2月29日	増減額	3,141,637,376円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年七月二十六日法律第九十四号）</p> <p>（資本金）</p> <p>第五条 機構の資本金は、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号。以下「廃止法」という。）附則第四条第三項及び第五条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。</p> <p>2～3 略</p> <p>石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年七月二十六日法律第九十三号）</p> <p>附則</p> <p>（石油公団の権利及び義務の承継等）</p> <p>第四条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の成立の時に現に公団が有する権利及び義務であって、第六条の規定による改正前の石油公団法（以下「改正前公団法」という。）第十九条第一項第三号から第九号までに掲げる業務（当該業務に附帯する業務を含む。）及び附則第九条の二各号に掲げる業務に係るものは、機構の成立の時に現に公団が有する権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い機構が承継する。</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。</p> <p>4 前項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>5～7 略</p>		

	<p>(金属鉱業事業団の解散等)</p> <p>第五条 金属鉱業事業団(以下「事業団」という。)は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて機構が承継する。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に事業団に属する資産の価額(金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号。以下「特別措置法」という。)第十二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。第七項において同じ。))の規定により第一条の規定による廃止前の金属鉱業事業団法(以下「旧事業団法」という。)第二十六条の二第一項の鉱害防止事業基金に拠出された金額及び旧事業団法第二十四条第六項の規定により当該鉱害防止事業基金に組み入れられた金額の合計額(第十四号特別勘定(旧事業団法第十八条第一項第十四号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。))に係る特別勘定(旧事業団法第二十三条の二に規定する特別勘定をいう。以下この項において同じ。))をいう。第六項第一号において同じ。))及び第十五号特別勘定(旧事業団法第十八条第一項第十五号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。))に係る特別勘定をいう。第六項第二号において同じ。))において、旧事業団法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を加算した金額とし、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を控除した金額とする。)に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。</p> <p>5～8 略</p>
<p>政府出資額が増減した理由</p>	<p>石油公団については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間備蓄及び共同備蓄に係る貸付債権の評価基準の変更に伴う貸倒引当金の戻入等により増加(約24億円) ・ 土地・建物の鑑定評価等による減少(約9億円) <p>金属鉱業事業団については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計基準の変更に伴う退職給付引当金の戻入等により増加(約27億円) ・ 出資事業(海外探鉱資金出資事業)に係る関係株式会社の決算報告に基づく評価を行ったこと等により減少(約73億円)
<p>備考</p>	